

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年9月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900059号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900032号

第1 結論

請求者のA事業所における平成29年7月18日及び同年12月18日の標準賞与額をそれぞれ60万8,000円に訂正することが必要である。

なお、請求日以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した平成29年7月18日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月18日
② 平成29年12月18日

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。

賞与支給明細書等を提出するので、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る賞与支給明細書(写)並びにA事業所の元事業主の妻から提出された、請求者の「平成29年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿」(写)により、請求者は、当該期間において、同事業所からそれぞれ60万8,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書(写)及び源泉徴収簿(写)により確認できる賞与額から、それぞれ60万8,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900027号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1900006号

第1 結論

昭和53年*月から昭和58年3月までの請求期間、昭和60年1月から同年3月までの請求期間、昭和61年4月から同年9月までの請求期間、昭和62年12月から平成3年9月までの請求期間、同年11月、平成4年3月、同年7月、同年11月、平成5年4月及び同年6月の請求期間、同年11月から平成6年3月までの請求期間、平成7年4月から平成12年5月までの請求期間、同年11月から平成13年4月までの請求期間及び平成14年4月から平成15年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年*月から昭和58年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 昭和62年12月から平成3年9月まで
⑤ 平成3年11月
⑥ 平成4年3月
⑦ 平成4年7月
⑧ 平成4年11月
⑨ 平成5年4月
⑩ 平成5年6月
⑪ 平成5年11月から平成6年3月まで
⑫ 平成7年4月から平成12年5月まで
⑬ 平成12年11月から平成13年4月まで
⑭ 平成14年4月から平成15年6月まで

請求期間①については、私は当時、大学生及び大学院生で、母が私の国民年金の加入手続きをA市の自宅で集金人に行い、納期限内に集金人に国民年金保険料を納付していた。

請求期間②については、B事業所を退職後、C社で厚生年金保険に加入するまでの期間であり、同社が設立当初厚生年金保険に加入していなかったため、A市役所で国民年金への切替

手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納期限内に毎月納付していた。

請求期間③から⑩までについては、C社を退職後、D市に転居した際、同市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で、国民年金保険料を納期限内に毎月納付していた。

請求期間⑪については、D市からA市へ転居するまでの期間はD市役所の窓口で、A市へ転居してからの期間は同市役所の窓口で、それぞれ国民年金保険料を納期限内に毎月納付していた。

請求期間⑫については、E社を退職した後、A市役所で国民年金への切替手続を行い、F市へ転居するまでの期間は私がA市役所の窓口で、F市へ転居後結婚してからの期間は妻が同市役所の窓口で、それぞれ国民年金保険料を納期限内に毎月納付していた。

請求期間⑬については、年金事務所の記録では半額未納という記録になっているが、半額免除が認められ、半額分の国民年金保険料の納付書が来たのであれば、妻が保険料を納付していたはずである。

なお、請求期間②から⑭までの国民年金保険料については、1、2度納期限を遅れることはあったが、ほとんど納期限内に納付していた。

請求期間①から⑬までについては、国民年金の納付済期間に、請求期間⑭については、国民年金の半額納付をした期間に、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、請求期間①当時、大学生及び大学院生で、母親が自身の国民年金の加入手続を自宅で集金人に行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、請求者によると、当該母親は、施設に入院しているため、事情を聴取できる状態にないとしている上、A市は、請求者に係る保険料の納付状況を確認できる資料について、保管していない旨回答していることから、請求者の国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号を付与された任意加入被保険者の資格取得日から、請求者がA市からD市に転居した昭和61年5月頃と推認でき、オンライン記録における請求者の国民年金の新規資格取得日である昭和61年4月6日より前に、国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、請求期間①は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張どおり請求期間①の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者は、B事業所を退職後、C社で厚生年金保険に加入するまでの期間であり、同社が設立当初厚生年金保険に加入していなかったため、A市役所で国民年金への切替手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、同市は、同市における保険料の納付方法が3か月ごとから毎月納付に変更になったのは、請求

期間②より後の昭和 61 年 4 月からであると回答しており、それ以前の請求期間②当時は、3 か月ごとにまとめて納付する方式であったことから、請求者の主張する納付方法と一致しない上、同市は、請求者に係る保険料の納付状況を確認できる資料について、保管していない旨回答していることから、請求者の保険料の納付状況が不明である。

また、上述のとおり、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者が A 市から D 市に転居した昭和 61 年 5 月頃と推認でき、オンライン記録における請求者の国民年金の新規資格取得日である昭和 61 年 4 月 6 日より前に、国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、請求期間②も、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

3 請求期間③について、請求者は、D 市役所の窓口で国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、同市は、同市における保険料の納付方法が 3 か月ごとから毎月納付に変更になったのは、請求期間③より後の昭和 62 年 4 月からであると回答しており、それ以前の請求期間③当時は、3 か月ごとにまとめて納付する方式であったことから、請求者の主張する納付方法と一致しない上、同市は、請求者に係る保険料の納付状況を確認できる資料について、保存期間経過につき、同市では一切保有していないと回答していることから、請求者の保険料の納付状況が不明である。

4 請求期間④から⑩までについて、請求者は、請求期間④直後の平成 3 年 10 月から請求期間⑩の直前の平成 5 年 10 月までの納付済期間も含めて、D 市役所の窓口で、1、2 度納期限（原則翌月末日）を遅れることはあったが、ほとんど納期限内に国民年金保険料を毎月納付していたはずであると主張しているところ、i) オンライン記録によると、請求期間⑥に当たる平成 4 年 3 月の保険料は、時効が完成した後に納付されていることが確認できること、ii) オンライン記録によると、請求期間④直後の平成 3 年 10 月から請求期間⑩の直前の平成 5 年 10 月までの納付済期間の保険料は、いずれも過年度納付されていることが確認できることから、請求者の主張と相違している上、上述のとおり、D 市は、請求者に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料について、保存期間経過につき、同市では一切保有していないと回答していることから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

なお、請求期間⑥に当たる平成 4 年 3 月の国民年金保険料は、「時効期間納付」を理由とする過誤納記録（過誤納の発生年月日は、平成 6 年 5 月 12 日）として処理されており、9,000 円が、請求者の金融機関の口座へ還付されていることが確認できる。

5 請求期間⑫について、請求者は、i) D 市から A 市へ転居するまでの期間（戸籍の附票によると、転居日は、平成 10 年 11 月 1 日）は D 市役所の窓口で、ii) A 市へ転居してからの期間は同市役所の窓口で、それぞれ国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、i) D 市は、請求者に係る保険料の納付状況を確認できる資料について、保存期間経過につき、同市では一切保有していないと回答していること、ii) A 市は、請求者に係る保険料の納付状況を

確認できる資料について、保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、日本年金機構から提出されたA市の平成11年度及び平成12年度の国民年金保険料収納簿によると、請求者の平成11年4月から平成12年3月までの期間及び同年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料は未納である。

- 6 請求期間⑬について、請求者は、E社を退職した後、A市役所で国民年金への切替手続を行い、i) F市へ転居するまでの期間（住民票によると、F市への転入日は平成13年3月23日）は、自身がA市役所の窓口で、ii) F市へ転居後結婚（婚姻日は、平成13年3月*日）してからの期間は、妻が同市役所の窓口で、それぞれ国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) A市は、請求者に係る保険料の納付状況を確認できる資料について、保管していない旨回答していること、ii) 請求者の妻は、結婚直後に、請求者の平成13年4月の保険料を納付したか否か覚えていないと陳述していることから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、F市は、請求者に係る紙台帳等の資料はないが、国民年金システムに収録された請求者のデータ（画面コピー）を保管している旨回答しており、それによると、請求者の請求期間⑬の納付履歴は、空白（未納）であり、オンライン記録と一致する。

さらに、日本年金機構から提出されたA市の平成12年度の国民年金保険料収納簿によると、請求者の平成12年11月から平成13年3月までの国民年金保険料は未納である。

- 7 請求期間⑭について、請求者は、年金事務所の記録では半額未納という記録になっているが、国民年金の半額免除が認められ、半額分の国民年金保険料の納付書が来たのであれば、妻が保険料を納付していたはずであると主張しているが、請求者の免除申請を行ったとする請求者の妻も当該期間は、半額未納と記録されている上、請求者及び請求者の妻は、当該期間に半額免除が承認されたことに記憶がなく、半額分の保険料の納付書についても覚えていないと陳述していることから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、F市は、上述のとおり、国民年金システムに収録された請求者のデータ（画面コピー）を保管しており、それによると、平成14年度免除申請書は、平成14年4月17日に受付され、半額免除が承認されたことは確認できるが、請求期間⑭の納付履歴は、空白（未納）であり、オンライン記録と一致する。

- 8 請求期間のうち、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間は、基礎年金番号に基づく国民年金保険料の収納事務に係る電算化が図れられており、当該期間における記録管理の不備が生じる可能性は低いものと考えられる。

- 9 請求期間は、14箇所、合計*か月に及んでおり、これほどの長期間にわたり、複数の行政機関が記録管理を誤ることは考え難い。

10 このほか、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。